

平成28年第12回

美里町農業委員会定例総会議事録

## 第12回美里町農業委員会定例総会

1 開催日 平成28年12月26日(月)午後1時00分から午後3時00分

2 開催場所 美里町南郷庁舎2階 202会議室

3 出席委員(20名)

1番 佐々木 裕一	2番 佐藤 清	3番 遊佐 恭一
4番 久道 雄悦	5番 伊藤 恵子	6番 後藤 幸太郎
7番 高橋 繁廣	8番 三浦 淳子	9番 伊藤 雄一
10番 大崎 幸信	11番 福田 なほ子	12番 柴山 真二
13番 小野 保裕	14番 邊見 勝寿	15番 鈴木 龍一
16番 鈴木 幸博	17番 我妻 卓美	18番 高橋 建一
19番 大友 重善	20番 渡邊 雅光	

欠席委員(なし)

4 報告事項

- 1 農家相談日について
- 2 使用貸借権の合意解約による通知について
- 3 農地法第18条第6項の規定による通知について(賃貸借権の合意解約)
- 4 利用権設定の合意解約による通知について

5 議事

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
- 第2号議案 農用地利用集積計画書審議について
- 第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について
- 第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について
- 第5号議案 小牛田農業振興地域整備計画の変更について
- 第6号議案 南郷農業振興地域整備計画の変更について

6 その他連絡・報告事項

1. 平成28年11月事業報告について
2. 平成28年12月事業予定について
3. その他

7 職務代理 閉会挨拶

- 8 農業委員会事務局職員  
事務局長 佐藤 吉則  
事務次長 菊地 和則

## 9 会議の概要

事務局

定刻になりましたので、ただいまから平成28年第12回美里町農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、会長からご挨拶をお願いします。

会長

(挨拶内容省略)

事務局

ありがとうございました。

議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条によりまして会長が議長となり議事を整理するとありますので、会長よろしく願いいたします。

議長

それでは、これより第12回美里町農業委員会総会を開きます。

議長

本日の出席委員は20名全員であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。

議長

次第の3番の議事録署名委員の選任でございます。会議規則第15条1項の規定により2名を議長より指名いたします。

4番久道雄悦委員、5番伊藤恵子委員のお二人をお願いいたします。

議長

次第の4番、報告事項に入ります。

1、農家相談日について、12月5日と12月20日の2日間に開催されました。

最初に、12月5日の担当委員の方より報告をいただきます。よろしくをお願いします。

後藤委員

それでは報告いたします。12月5日大友職務代理、伊藤恵子委員、そして私、後藤の3人で担当いたしました。1件目の相談者は、  
の  
さんで農業者年金と孫の新規就農についてのことで相談がありました。対応といたしまして、使用貸借であれば年金額に変更はないことと、就農給付金等の説明をいたしました。2件目は  
の  
さんで遊休農地の解消についての相談がありました。農地中間管理機構を利用す

るよう事務局に申請するとのことでした。その水田について、保全管理状態になっていますが、草刈り等を自分で依頼するよう話しました。

議長

ありがとうございます。ご苦労さまでございました。

続きまして、12月20日の農家相談日について、担当委員の方より報告をいただきます。

邊見委員

12月20日農業委員会会長室において渡邊会長、大崎委員、そして私邊見の3人で対応いたしました。その日は5件程ございまして1件目が

の　　さん、家族が施設に入っていてそちらの相続についてと、

さんに利用権を頼んでいるがそのまま良いのだろうかとの話

でございました。利用権に関しては、そのまま大丈夫という事をお話し

しました。2件目は　　の　　さんで全面積を何とか処分したいと

いう話で1町1反あるという事で今頼んでいても自分に入ってくるのはほと

んど無いし、後継者もいないので手放したいとの話でございました。実

は私のすぐ近くの方でして、何とか私がいろいろ探してみたいと思います

との話をいたしました。3件目は　　の　　さんでございます。現在、

さんと利用権を結んでいるが、　　さんから、これからは

出来ないと言われ、今後どのようにしたら良いのかという事でした。大

崎委員が対応するとの話がありました。4件目は　　の　　さんで

の農地ですが、東北本線の線路の根本の遊休農地という事で、どうし

たら良いのかとの相談でした。年内に草刈りの対応をして、再度農業委員

会に相談してくださいと話しましたところ、対応するとの話をされました。

先ほど私が通ってきたところ、何人かシルバー人材センターの方がい

て、草刈りをしている様子でした。終われば農業委員会に報告が来ると思

いますので、その後確認をしたいと思います。5件目は、　　の

さんが田を委託したいとのことで相談に見えました。まず、地域の集落

営農組合に相談してもらい、それでも誰もいないのであれば、農業委員

会でも探してみますとの話をしました。農地等の流動化の申出書を書いて

もらいまして、地域での話し合いが28日頃にあるとのこと、そこで地域

の人に聞いてもらい、どうしようもない場合は、農業委員会へ来ていただ

ければとの話をしました。以上でございます。

議長

説明ご苦労さまでございます。

今の案件で、私の地域でも                    さんの話が出ていたのですが、私も確認をとっていました。事務局のほうにも連絡が来たみたいでございまして、シルバー人材センターに頼んで経費は十何万円とかって言っていましたけれども、柳の木もあるものですから、今後それも兼ねて対応するというので、終わったらまた事務局へ連絡ということで確認をいたしました。尚更再度、確認はしますけれども、早くから担当委員の方々は本当にご苦労さまでございました。

議長                    続きまして、報告事項 2 番、使用貸借権の合意解約による通知について。3 番、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について。4 番、利用権設定の合意解約による通知について。一括で事務局より報告願います。

事務局                    報告事項 2、報告事項 3、報告事項 4 について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長                    以上が報告事項でございましたが、不明な点があれば再度、説明をいたします。ございませんか。18 番高橋委員。

高橋（建）委員                    3 ページの貸人ですけれども、今息子さんになっており、この方は亡くなっているんですが。

議長                    3 ページの何番ですか。

高橋（建）委員                    3 ページの議案番号 5 番。この方は亡くなっているから、この次来たときには名義を変えるように、そうしたらいいかなと思ってございます。

あとはその次に 4 ページ、こちらの方は企業名で解約するものですが、この間に貸人の方に面積に対し助成金がありましたけれども、その辺はどうなっているのですかね。その辺をお聞きいたします。

議長                    3 ページの 5 番についてはいいですが、4 ページの 33 番、34 番の報告事項、わかりますか。では事務局からお願いします。

事務局                    それでは、18 番高橋委員の質問にお答えします。  
まず 3 ページの 5 番、貸人が亡くなったということですか。申請がこの

方になっていたので、修正はしますけれども、本来ならばどなたか相続人、あるいは相続人代表の方ということですね。その件、了解しました。

(「はい」の声あり)

それから、4ページの33、34の件につきましては、昨年許可を受けている分でございますけれども、農地中間管理事業の協力金70万が該当する方でした。これは当然ながら返還の対象になりますので、それはご本人たちも了解済みということでした。今、農業委員会でわかる分につきましてはそこまででございます。

議長

一応、報告事項なので、質疑という形ではなくて確認ということで事務局より説明をいただきました。よろしいですか、高橋委員。

では19番大友委員。

大友委員

今18番の高橋委員から出た33、34の議案で、同じようなことを知っていますので。

議長

了解ですか。

委員

はい。

議長

そのほか、報告事項について確認したい方はおられますか。

(なしという声あり)

議長

ないということでございますので、以上で報告事項を終了いたします。

議長

続きまして、議事に入ります。

第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の許可について」を議題といたします。

事務局より説明願います。

また、農地法第3条調査書についてもあわせて説明を願います。

事務局

第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長 説明が終了いたしました。第1号議案について審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長 質疑なしと認め、採決に入ります。  
第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の許可について」賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認め、第1号議案は原案どおり許可といたします。

議長 続きまして、第2号議案「農用地利用集積計画書審議について」を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。  
あと皆さん、訂正をお願いします。  
37ページの議案番号300ですけれども、 の さんの右側に貸付地とございますけれども、 , となっておりますが、これは の誤りでした。 に訂正方をお願いします。

議長 それでは、第2号議案について、ただいま事務局の説明が終了いたしました。審議に入ります。  
初めに、議案番号245番から、24ページの275番までを審議いたしますが、議案番号266番と269番の2議案を除いた29議案について審議をいたします。質疑ありませんか。  
18番高橋委員。議案数が多いものですから、ページ数と議案番号を述べていただいてから質疑をお願いしたいと思います。

高橋(建)委員 では50ページ。

議長 先ほど申し上げました。もう一度申し上げます。初めに議案番号の245番からページ24ページまでの275番までを審議いたします。266



番と269番の2議案を除いた29議案について審議をいたします。質疑ありませんか。18番高橋委員。

高橋（建）委員　　今回、地区の方々が の さんという人に権利移動するよ  
うなんですけど、何かそこに理由があったんですか。

議長　　議案番号268番から274番までの議案について同じ人が売買で所有  
されるということで、それは何か理由があれば説明していただきたいとい  
うことでございます。

事務局　　それでは、18番高橋委員のご質問にお答えいたします。議案番号26  
8番から274番まで、この7件について 地区の方々が の  
さんに売買するという、その経緯についてのご質問かと思しますので、  
お答えします。

（「269番は関係者（農業委員）が1人入っています。」の声あり）

議長　　どうもすみませんでした。268番から274番のうち269番を除い  
た6議案について、関連はあるわけですが、一応、議案審議の中で  
ございますので269番を除いた案件について答弁をいたします。

大変失礼しました。ただいまの質問につきましては、関係者がおります  
ので退席休憩し、退席後に答弁することといたします。高橋委員よろしい  
ですか。

（はいという声あり）

議長　　そのほかございませんか。なければ審議を打ち切ってよろしいですか。

（はいという声あり）

議長　　それでは審議を打ち切り、採決に入ります。

（「説明を聞かないと」「理由が」の声あり）

議長

休憩します。(14:02)

議長

それでは再開します。(14:02)

議長

先ほどの高橋委員の質疑に対して答弁をいたしますが、会議規則により1番佐々木裕一委員の退席を求めたいと思います。

議長

休憩します。(14:03)

議長

再開をいたします。(14:03)

議長

18番高橋委員の質問について、268番から274番までの7議案について、その経緯について事務局より答弁願います。

事務局

それでは、18番高橋委員のご質疑にお答えします。

今回、地区の方が の さんに売買するという、その背景についてでございますけれども、 の さんにつきましては、随分前から 地区に集積をかけたいという相談が農業委員会によせられておりました。二、三年前頃からそのような相談を受けたと記憶しております。

今回、地区の方で 地区、所有者によっては自宅から2キロメートルから3キロメートルとありますので、農業機械も移動時間がかかる。あるいは、その 地区の方につきましては農業機械が にある関係で、コンバインで道路を 地区まで移動するのも大変だということもありまして、このように所有者によっては様々な理由がございます。今回 地区をこの機会に手放したいという考えと、 の

さんにつきましては美里町ではあっせん台帳登載者という担い手にもなっておりますので、作業効率も集積すればよくなるということもありまして、その関係で今回申し出のあった 地区の7件の方々と の

さんの思惑が一致しまして今回売買ということになりました。

の さんにつきましては、これまでは利用権設定をしていたのですが、 地区については、今後利用権は受けないとのこと。ただし売買ならば応じてもいいという本人の申し出もありましたので、全員売買となりました。そのような経過でございます。

議長 18番高橋委員、よろしいですか。

(はいという声あり)

議長 それでは休憩をいたします。(14:05)

議長 再開いたします。(14:06)

議長 そのほか質疑ございませんか。

(なしという声あり)

議長 なければ、質疑を打ち切ってよろしいですか。

(はいという声あり)

議長 それでは質疑を打ち切り、採決に入ります。議案番号245番から275番までのうち、266番、269番の2議案を除いた29議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。続きまして、議案番号266番について審議をいたします。農業委員会等に関する法律第31条により20番渡邊が退席いたしますので、議長を大友職務代理と交代いたします。

議長 休憩します。(14:07)

議長代理 それでは再開いたします。(14:07)

議長代理 議長を交代いたしました。

議案番号266番について審議をいたします。質疑ございませんか。

(なしという声あり)

議長代理 質疑なしということなので、質疑なしと認め、採決に入ります。  
議案番号266番に賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長代理 ありがとうございます。全員賛成と認めます。

議長代理 休憩します。  
休憩後は渡邊会長と議長を交代いたします。(14:08)

議長 それでは再開をいたします。(14:08)

議長 議長を交代いたしました。議案番号269番について審議をいたしますが、農業委員会等に関する法律31条により1番佐々木裕一委員の退席を求めます。

議長 休憩します。(14:09)

議長 再開します。(14:09)

議長 議案番号269番について、審議をいたします。質疑ございませんか。

(なしという声あり)

議長 質疑なしと認め、採決に入ります。議案番号269番について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。

議長 休憩します。(14:09)

議長 再開します。(14:09)

議長 続きまして、議案番号276番から321番までの46議案について、審議をいたします。農業委員会等に関する法律31条により9番伊藤雄一委員の退席を求めます。

議長 休憩します。(14:10)

議長 再開をいたします。(14:10)

議長 初めに、議案番号285番、287番、289番の3議案を除いた43議案について審議をいたします。質疑ありませんか。18番高橋委員。

高橋(建)委員 38ページ、出し手の さん、面積2,766平米、議案番号302番では。そうして、議案番号306番では1,925平米で、貸付地が38ページで アールしかないんですね。合わないんですが。

議長 はい、わかりました。議案番号の302番、貸付地が アール、それから306番の貸付地も アールということで、貸し付けしている面積が合計で合わないということですね。

議長 ちょっと休憩いたします。(14:12)

議長 再開をいたします。(14:13)

議長 先ほどの高橋委員の質問、302番の貸付地と306番の貸付地で貸付地の数字が合わないということでしたので、事務局よりその件について答弁願います。

事務局 それでは、18番高橋委員のご質疑にお答えします。

302番と306番、同じ の さんなのに貸付地の数字が違うということでしたが、事務的誤りでした。302それから306ともに訂正方をお願いします。

高橋（建）委員

302番と303番の対価等も違う。

議長

休憩します。（14：14）

議長

それでは再開をいたします。（14：37）

議長

先ほど議案番号303番の10アール当たりの対価についての質問がございましたので、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、先ほど18番高橋委員から質問があった件についてお答えします。

ページ数は38ページですけれども、議案番号303番の対価等が302番と同じでなければならなかったのですが、302番が、  
円、303番が、  
円となっておりました。この、  
円を、  
円に訂正方お願いいたします。どうも大変申しわけございませんでした。

議長

高橋委員よろしいですね。

（はいという声あり）

議長

そのほか質疑ありませんか。

（なしという声あり）

議長

それでは、議案番号276番から321番の46議案について、285番、287番、289番の3議案を除いた43議案について採決をいたします。賛成の方の挙手を求めます。

（委員全員の挙手を確認）

議長

ありがとうございます。全員賛成と認めます。

続きまして、議案番号285番について質疑をいたしますが、農業委員

会等に関する法律 31 条により 1 番佐々木裕一委員の退席を求めます。

議長 休憩します。(14:38)

議長 再開をいたします。(14:38)

議長 議案番号 285 番について質疑をいたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長 質疑なしと認め、採決に入ります。  
賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。

議長 休憩します。(14:39)

議長 再開します。(14:40)

議長 続きまして、議案番号 287 番、289 番の 2 議案を審議いたします。  
会議規則により 15 番鈴木龍一委員の退席を求めます。

議長 休憩します。(14:40)

議長 再開します。(14:41)

議長 議案番号 287 番、289 番について審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長 質疑なしと認め、採決に入ります。議案番号 287 番、289 番につい

て賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。

議長 休憩をいたします。(14:41)

議長 再開します。(14:41)

議長 第2号議案「農用地利用集積計画書審議について」は、77議案全て賛成ですので、原案どおり許可とし町長に報告をいたします。

議長 続きまして、第3号議案に入ります。「農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 第3号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長 ただいま事務局の説明が終わりましたが、12月16日に農地保全委員会で現地の確認調査を行っておりますので、その結果につきまして柴山農地保全委員会委員長より報告をお願いします。

農地保全委員会委員長(柴山委員) 農地保全委員会は、今月も大崎幸信委員、福田なほ子委員、そして委員長の私、柴山の3名が担当し、渡邊会長、大友職務代理、事務局から佐藤局長と菊地次長の計7名により、12月16日金曜日に現地調査を行いました。

第3号議案「農地法第4条第1項の規定による許可申請の許可決定について」の意見。

番号4については、現地は北浦地区の に位置しております。ここは、これまで転作制度により自己保全管理としておりましたが、現況は作物作付に不向きのため、自己転用して貸駐車場を設置するものです。

農地区分は都市計画区域の用途地域内であるため第3種農地であり、特に問題は見当たらず許可相当と見てきました。以上です。



議長

ご苦労さまでございました。

事務局の説明と農地保全委員会委員長の報告が終わりましたので、審議に入ります。第3号議案について質疑ありませんか。ございませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決に入ります。

第3号議案「農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について」賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認め、許可相当と意見を付して宮城県知事に進達をいたします。

議長

続きまして、第4号議案「農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について」を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局

第4号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

なお、議案番号25につきましては、転用した農地に行くためには隣に道路はあるのですが、道幅が狭く車両の出入りができないため、の敷地を通過してその場所に行くというような計画になってございます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、12月16日に農地保全委員会にて現地確認調査を行っております。柴山委員長より報告をいただきます。

農地保全委員会  
委員長(柴山委員)

第4号議案「農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について」の意見。

番号24について、現地は南小牛田地区の、の駐車場南側に位置しております。転用目的は事務所及び駐車場、資材置場の設置です。農地区分については第一種農地であり、特に問題は見当たらず許可相当と見てきました。

番号25については、現地は北浦地区の、の本社東側

に位置しております。転用目的は社員の駐車場、営業車両の駐車場、資材置場の設置で農地区分については、都市計画区域内の用途地域内にあるため第3種農地であり、特に問題は見当たらず許可相当と見てきました。以上です。

議長                   ご苦労さまでございました。事務局の説明と農地保全委員会の報告が終わりましたので審議に入ります。質疑ございませんか。

(なしという声あり)

議長                   質疑なしということでございます。採決に入ります。  
第4号議案「農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について」賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長                   全員賛成と認めます。第4号議案は、許可相当と意見を付して宮城県知事に進達をいたします。

議長                   続きまして、第5号議案に入ります。「小牛田農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局               第5号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長                   事務局の説明が終わりましたので、農地保全委員会柴山委員長より現地確認調査の結果について報告を願います。

農地保全委員会  
委員長(柴山委員)  
議長                   第5号議案「小牛田農業振興地域整備計画の変更について」の意見ということで、小牛田地域では1カ所変更の申請がありました。場所は中埜地区の           に位置し、用途は農業用施設用地で機械の格納庫を予定しており、特段問題点は見当たりませんでした。以上です。

議長                   ありがとうございます。事務局の説明と農地保全委員会の報告が終了いたしましたので、審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長 質疑なしと認め、採決に入ります。第5号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認めます。第5号議案「小牛田農業地域振興整備計画の変更について」は原案どおり可とし、町長に報告をいたします。

議長 続きまして、第6号議案「南郷農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 第6号議案「南郷農業振興地域整備計画の変更について」説明を行った。

議長 事務局の説明が終わりましたので、農地保全委員会柴山委員長より現地確認調査の結果について報告をお願いします。

農地保全委員会  
委員長(柴山委員)

議案第6号「南郷農業振興地域整備計画の変更について」の意見。  
南郷地域は2か所の変更申請がありました。場所は下二郷地区と福ヶ袋地区です。下二郷地区は、二郷字 〇〇 と 〇〇 です。用途は、農業用施設用地で畜舎、堆肥舎、パドックの設置を予定しています。周辺には畜産農家が点在しており、計画にある堆肥舎は民家から離れた場所に設置される予定です。

続きまして、福ヶ袋地区は福ヶ袋字 〇〇 の土地です。用途は農業用施設用地で機械の格納庫とパドックの設置を予定しております。ここも特段、問題は見当たりませんでした。

議長 ご苦労さまでございました。先程の事務局の説明で補足の説明がありますので、許可したいと思います。事務局、説明願います。

事務局

ただいまの第5号議案と第6号議案、実は農業振興地域整備計画の変更は約3年ぶりの申請がございました。なぜこの3年間申請が無かったかといえますと、実は農業振興地域の整備計画の見直しの関係で宮城県の作業が遅れているからだと聞いています。

本来ならば今回の申請も県では作業が終わるまでは受け付けはしない方針だったようですが、申請を待たされていた方々から、どうしても急ぎたいという声が大きかったものですから、再度県と協議したところ、農業施設用地のみ受け付けを認めるということになりました。

このような経過がございましたので、事務局のほうから補足として皆様にご報告いたします。以上でございます。

議長

今の補足説明、農業用施設ということで5号議案のほうも同じですね。

事務局

そのとおりです。

議長

事務局の説明、農地保全委員会の委員長の報告が終了しましたので審議に入ります。質疑ございませんか。

(なしという声あり)

議長

なしということよろしいですか。

(はいという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決に入ります。第6号議案に賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

ありがとうございます。全員賛成と認めます。第6号議案「南郷農業振興地域整備計画の変更について」は、原案のとおり可とし町長に報告をいたします。

以上で議事を終了いたします。

## 議 事 録 署 名

上記、第12回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

平成29年 月 日

会 長

署名委員 4番

署名委員 5番